

議 事 日 程 （第 1 号）

平成30年11月30日（金曜日）午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報 第 21 号 委員長報告
- 日程第5 選 第 4 号 岐阜県後期高齢者医療広域連合広域連合議員の選挙について
- 日程第6 請願第1号 下呂市障がい者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する請願
- 日程第7 議 第 133 号 下呂市新クリーンセンター整備工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第8 議 第 134 号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第9 議 第 135 号 下呂市下呂交流会館の指定管理者の指定について
- 日程第10 議 第 136 号 下呂市体育施設等の指定管理者の指定について
- 日程第11 議 第 137 号 字の区域の変更について
- 日程第12 議 第 138 号 下呂市公告式条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議 第 139 号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議 第 140 号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議 第 141 号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議 第 142 号 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議 第 143 号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議 第 144 号 下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議 第 145 号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議 第 146 号 下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議 第 147 号 下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議 第 148 号 下呂市簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第23 議 第 149 号 下呂市国民健康保険病院及び診療所の使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議 第 150 号 財産の譲与について
- 日程第25 議 第 151 号 財産の譲与について
- 日程第26 議 第 152 号 財産の無償貸付について

- 日程第27 議第153号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第28 議第154号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第29 議第155号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第30 議第156号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第31 議第157号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第32 議第158号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議第159号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）
- 日程第34 議第160号 平成30年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第35 議第161号 平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）
- 日程第36 議第162号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第3号）
- （追加日程1）
- 追加日程第1 議第163号 下呂市巖立峡ひめしゃがの湯条例を廃止する条例について
- 追加日程第2 議第164号 財産の譲与について

出席議員（14名）

議長	今井政嘉	1番	尾里集務
2番	中島ゆき子	3番	田中副武
4番	今井政良	6番	各務吉則
7番	宮川茂治	8番	中島博隆
9番	伊藤厳悟	10番	一木良一
11番	吾郷孝枝	12番	中島新吾
13番	中島達也	14番	中野憲太郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	服部秀洋	副市長	村山鏡子
教育長	大屋哲治	監査委員	杉山好巳
市長公室長	桂川国男	総務部長	星屋昌弘
教育部長	今井藤夫	観光商工部長	細江博之
消防長	田口伸一	会計管理者	山中昌弘

金事	山務	病局	院長	加藤	宗広	健康福祉部長	岡崎	和也			
生	活	部	長	二村	忠男	建設部長	長江	寛			
環	境	部	長	岩佐	靖	農林部長	河合	修			
萩事	原務	振所	興長	大坪	仁文	下事	呂務	振所	興長	齋藤	和弘
馬事	瀬務	振所	興長	藤澤	友治	小事	坂務	振所	興長	林	利春
金事	山務	振所	興長	澤田	勤之						

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	二村	勝浩	書	記	見廣	洋始
書	記	青木	秀史			

◎開会及び開議の宣告

○議長（今井政嘉君）

おはようございます。御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより平成30年第7回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申し込みがございますので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（今井政嘉君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番 宮川茂治君、8番 中島博隆君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（今井政嘉君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの21日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は21日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（今井政嘉君）

日程第3、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告、例月現金出納検査報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ごらん願います。

◎報第21号について

○議長（今井政嘉君）

日程第4、報第21号 委員長報告を行います。

閉会中に総務教育民生常任委員会と産業経済常任委員会において行政視察が行われていますの

で、報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 田中副武君。

○総務教育民生常任委員長（田中副武君）

委員6名と事務局課長補佐の計7名で11月1日、2日に行った管外視察について報告をさせていただきます。

視察初日は豊明市役所に伺い、健康福祉部健康長寿課職員より、公的保険外サービスの活用促進を進め、高齢者が外出したくなるまちへと取り組んでいる内容の説明を伺いました。

この背景には、平成27年から総合事業に前倒しして移行、要支援者数は後期高齢者の伸びをはるかに上回る2.5倍となっていること、そして介護予防通所給付費が5年で2.5倍となったこと、また要支援者を追跡調査したところ、要支援1の方の60%、そして要支援2の方は4人に1人以上がわずか1年で重度化していることが判明、週1回デイサービスに通っても残り6日を家にこもっては意味がない、何とか外出の機会をつくれないうか、そして普通に暮らせる幸せをどう支えていくのか苦慮していたと言います。

そのような中、市内の一部を走る近隣市の民間複合温泉施設の無料送迎バスを発見。温泉施設に対し集客への協力を申し出て、高齢者が集う場所でバスの時刻表などを記した施設のチラシを職員が配布した結果、施設利用者は2.5倍以上にふえ、利用者からも外出する楽しみがふえたとの喜びの声。これをきっかけにスーパーとの協議を重ね、買った商品の無料宅配サービスの開始など、公的保険外サービスの創出・促進に関する協定を民間業者13社と締結し、高齢者が外出したくなるまちを実現しています。

このような取り組みで、通所サービス給付費の伸びが35%だったのが2.5%に抑制され、民間業者も活動領域が広がり事業収益につながっているといいます。しかし、広大な下呂市で取り組んでいけるのかと考えたとき、少々不安な気持ちになりましたが、宝は足元にある、そして、できないのではなくできるためにどうすればよいのか、その仕組みづくりが結果を出すと言い切った職員の言葉が印象に残っています。まねをするのではなく、下呂市の現状と課題を整理し、そのための対策となるよう研究が必要と感じました。

2日目午前には半田市役所を訪問し、幼児保育課職員から病児保育施設げんきの芽の設立経緯、運営方法などの説明を受けました。

平成29年から、市民、議会からの要望により市直営で開設し、運営されています。これまでは私立保育園で市の委託を受け病後児保育はやっていたものの、病児については市外の施設を利用する状態だったといいます。設立までの経緯は、平成26年より医師会などと協議を重ね、開設に至ったものです。利用には登録が必要で、その数は1,036名お見えになり、前日までの予約が原則となっています。園児から小学校3年生までの約8,100名のうち232名が利用をしておみえになります。

下呂市では病児保育の要望があるのか。その前に医師会との協議も必要になってくると考えられます。また、保育士・看護師不足が現実の課題となっていることも考慮する必要があると思わ

れます。半田市は47.4平方キロの面積で全てが集中しており、1カ所の設置でよいのですが、広大な下呂市を考えると、この点も検討する必要があります。未来を担う子供のためにも検討する時期に来たのではないかと考えております。

午後からは大府市役所を訪問し、健康都市推進局ウェルネスバレー推進課職員より説明を伺いました。

ウェルネスバレーとは大府市と東浦町に広がるあいち健康の森とその周辺を指し、国立長寿医療研究センターやあいち健康プラザを初め、健康、医療、福祉に関する施設が多数集積しており、この地域に健康長寿に関する一大交流拠点をつくるため健康長寿産業の誘致を進めており、住民は健康、医療、福祉、介護の分野について安心して一生を過ごすことができるようにと取り組んでおみえになります。現地と近接するJAの産直市場や温泉施設等を見学し、大府市ならではの政策だと感じました。

今回視察した3市は、名古屋市に近接し、住宅地としての一面とトヨタ自動車関連の企業が深く関係しており、それぞれの面積は狭く平坦な地形で、下呂市と比べ条件にはかなり差はありますが、それぞれの取り組みには学ぶ点があり、有意義な視察・研修となりました。

以上、管外視察報告とさせていただきます。

○議長（今井政嘉君）

続いて、産業経済常任委員会委員長 各務吉則君。

○産業経済常任委員長（各務吉則君）

管外視察研修の報告を行います。

2日間にわたり視察を行い、参加者は委員会委員、各務吉則、尾里集務、中島博隆、伊藤厳悟、一木良一、吾郷孝枝委員であります。事務局からは1名同行させていただきました。

初日、10月9日午後1時半から、視察先、石川県白山市、ジオパーク推進についての視察を行いました。

調査の内容及び目的は、下呂市の御嶽山溶岩流ジオパークの認定については準備を進めている。先進地である白山市白山手取川ジオパークの取り組みを参考に、下呂市におけるジオパークの認定に向けての可能性を探る。

視察項目の説明を、白山市観光文化部ジオパーク・エコパーク推進室長から説明を受けました。ジオパークの推進について、ジオパークの認定までの経過、認定後の活用及び活動について、運営上の課題、保全のあり方など。

広域合併した白山市では、市の一体感を生み出す施策を検討している中、市内の地質、地形を初め、豊かな自然資源等が市全体でつながることや、地域資源を保全しながら活用していくジオパークの取り組みと市の目指す目的が合致したため、白山手取川ジオパークとしてジオパークを推進することになったということでもあります。地域の魅力の再発見、地域づくりに向けた活動が評価され、平成23年に日本ジオパークに認定を受けたということでもあります。市の地域再生計画において、白山手取川ジオパークを活用したプロモーション事業として広く国内外へPRするこ

とにより、白山市の魅力アップ、誘客促進につなげていき、持続可能な地域づくりに努めるとともに、国際的にも注目されている世界ジオパークの認定を目指しているということでもあります。

認定後の活用及び活動内容としては、市広報紙やインターネット、ケーブルテレビなどを利用して情報発信を行った。イメージキャラクターを活用して広報・啓発活動、学校における教育活動、ジオツアーの開催、ガイドの養成、看板等ジオパークの基盤整備、ネットワーク活動などがあります。

運営上の課題として、保全のあり方、ガイドつきジオツアーの熟成、白山火山の積極的な情報提供、国際的なアピールと市民への普及、ユネスコが求める防災対策、市民参画によるジオパーク運営。

保全のあり方としては、環境省、国土交通省、石川県、白山市文化財保護課などと連携するとともに、郵便局と監視活動協定を締結しているということでありました。

ジオパークは世界遺産と違い、認定されても4年ごとの審査で再認定を受ける。地質専門の学芸員の採用や専門に取り組める部署、職員配置が必要と思われるという説明でありました。

翌日、10月10日午後1時から、視察先、福井県大野市において有害鳥獣分解処理装置施設についての視察を行いました。

調査の内容及び目的。捕獲した有害鳥獣の処理については、下呂市においても長年の懸案事項となっている。先進地の処理方法を調査・研究して、市における処理の可能性を探るということでもあります。

事業内容は、大野市有害鳥獣分解処理装置施設、減容化施設の設備として、おがくずに含まれる微生物の力を利用して有害鳥獣の個体を分解処理する施設を、平成29年1月より実証実験を行い、一定の効果が見られたため、平成30年4月から稼働を開始したということでもあります。

事業費は、分解処理装置、骨専用粉砕機、建屋改修費、森林組合の倉庫を利用したものであります。冷蔵庫、電気器具、クレーンなど、全体で5,301万1,800円でありますけれども、国庫補助が55%あり、民家から離れており、においなどのトラブルはないということでもあります。

メリットとしては、猟友会捕獲隊員の負担軽減、コスト削減などができる。おがくずを利用することで、後で肥料として利用できる。おがくずの微生物で分解され、他に水を利用するのみ。大型の個体でも丸ごと処理できる。ランニングコストは月15万円ぐらいということでありました。

課題としては、鹿の角は事前に取り除く必要がある。温度管理、チェックが重要である。処理装置に個体を導入するクレーンの装置の改善。臭気の問題があるので、施設の場所の課題があるということでありました。

今後、当市においても、ジオパークの認定に向けて、また捕獲した有害鳥獣の処理について、大変参考になる視察でありました。

以上、報告いたします。

○議長（今井政嘉君）

日程第5、選第4号 岐阜県後期高齢者医療広域連合広域連合議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合広域連合議員に市長の服部秀洋君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました服部秀洋君を岐阜県後期高齢者医療広域連合広域連合議員の当選者と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。ただいま指名いたしました服部秀洋君が岐阜県後期高齢者医療広域連合広域連合議員に当選されました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合広域連合議員に当選しました服部秀洋君が議場にお見えになります。下呂市議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これにて岐阜県後期高齢者医療広域連合広域連合議員の選挙を終了いたします。

◎請願第1号について（委員会付託）

○議長（今井政嘉君）

日程第6、請願第1号 下呂市障がい者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する請願を議題といたします。

本件については、お手元に配付してあります付託文書表のとおり総務教育民生常任委員会に付託いたします。

◎議第133号から議第152号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（今井政嘉君）

日程第7、議第133号 下呂市新クリーンセンター整備工事請負契約の変更契約の締結について、日程第8、議第134号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の指定管理者の指定について、日程第9、議第135号 下呂市下呂交流会館の指定管理者の指定について、日程第10、議第136号 下呂市体育施設等の指定管理者の指定について、日程第11、議第137号 字の区域の変更について、日程第12、議第138号 下呂市公告式条例の一部を改正する条例について、日程第13、

議第139号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第140号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第141号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第142号 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第143号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第144号 下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第145号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第146号 下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第147号 下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第148号 下呂市簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例について、日程第23、議第149号 下呂市国民健康保険病院及び診療所の使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第150号 財産の譲与について、日程第25、議第151号 財産の譲与について、日程第26、議第152号 財産の無償貸付について、以上20件を一括議題といたします。

まず初めに、議第133号について提案理由の説明を求めます。

環境部長。

○環境部長（岩佐 靖君）

それでは、1ページをよろしくお願いたします。

議第133号 下呂市新クリーンセンター整備工事請負契約の変更契約の締結について。

次のとおり請負契約の変更契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

1. 工事名、下呂市新クリーンセンター整備工事。
2. 契約の方法、総合評価一般競争入札。
3. 契約金額、変更前40億7,208万9,240円、変更後40億9,011万7,680円。
4. 契約の相手方、大阪市西区京町堀1丁目6番17号、株式会社プランテック代表取締役 勝井基明。平成30年11月30日提出。

提案理由でございます。工事の請負契約の変更契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負」に該当するためでございます。

次のページでございます。

変更内容説明資料でございます。

1. 仕様書番号、環工第2号。
2. 工事名、下呂市新クリーンセンター整備工事。契約金額、変更前40億7,208万9,240円、変更後40億9,011万7,680円、増額1,802万8,440円でございます。

変更理由・内容でございます。汚泥貯留槽棟を建設するため、既存建物の取り壊し掘削を始めたところ、予期しない大型転石や岩盤など地中障害物が発生し、当初予定していた工法では掘削が困難なため、岩盤掘削工に見直し、変更するものでございます。

以上、御審議よろしくお願申し上げます。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第134号から議第136号までの3議案について提案理由の説明を求めます。
市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

それでは、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

議第134号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。平成30年11月30日提出。

1. 施設の名称、下呂市オーガニックワークプレイス。2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市夏焼301番地1、特定非営利活動法人みらいろ理事長 向野優子。3. 指定の期間、平成31年3月1日から平成34年3月31日まで、3年と1カ月でございます。

続きまして、次の4ページをお開きいただきたいと思います。

議第135号 下呂市下呂交流会館の指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。平成30年11月30日提出。

1. 施設の名称、下呂市下呂交流会館。2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市森2270番地3、一般財団法人下呂ふるさと文化財団代表理事 二村文康。3. 指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで、5年間でございます。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。

議第136号 下呂市体育施設等の指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。平成30年11月30日提出。

1. 施設の名称、下呂市萩原あさぎり総合グラウンド、下呂市萩原あさぎり体育館、飛騨川公園、桜谷公園の4つでございます。2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市萩原町羽根1696番地1、特定非営利活動法人萩原スポーツクラブ理事長 二村象史。3. 指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日、5年間でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第137号について提案理由の説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（河合 修君）

それでは、6ページをお願いいたします。

議第137号 字の区域の変更について。

土地改良法による県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業）の施行に伴い、別紙のとおり字の区域の変更をしたいので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求

めるものでございます。平成30年11月30日提出。

提案理由といたしまして、県営中山間地域総合整備事業（下呂東南部地区福来工区）の施行に伴い、字の区域を変更しようとするものでございます。

対象となっております圃場整備の福来地区でございますが、8ページをお開き願います。

そちらに位置図を添付しております。金山町福来地内、市道福来線沿いの受益面積0.4ヘクタールの団地になります。

戻っていただきまして、7ページをごらんいただきたいと思っております。

変更の大略でございますが、新たに画します字は金山町福来字井ノ表、従前の字は金山町福来字松葉の一部でございます。

その下の段に変更調書をつけております。変更調書として地番を列挙しておりますが、金山町福来字井ノ表に変更します区域は、金山町福来字松葉の各地番の土地及びこれらの区域に隣接する道路である市有地となります。

9ページをお開き願います。

変更の大略図をつけておりますが、この図の中の赤丸の線と黒丸の線で囲まれております区域、ここについては字は松葉となりますが、このまま換地いたしますと新たに区画されましたそれぞれの土地の中に字界として残ってしまうということで、このたびの変更に至ったものでございます。

あと、10ページに換地図、そして11ページに現形図をまたつけておりますので、また御参考にごらんいただけたらと存じます。

以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第138号から議第143号までの6議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、議案書の12ページをお開きください。

議第138号 下呂市公告式条例の一部を改正する条例について。

下呂市公告式条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年11月30日提出。

提案理由でございます。生活スタイルの変化や時代の流れに合わせて、これまでの公告式の方法を見直し、新たな形で公告を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

14ページをお開きください。

条例要綱でございます。

改正理由は、提案理由と一緒にさせていただきます。

2の概要でございます。(1)掲示場を下呂庁舎前のみとし、他の掲示場があった場所では振興事務所でホームページの告示を閲覧できるようにします。また、インターネットがつながる環境下では、いつでも告示を閲覧することができるようにします。第2条別表関係でございます。

この条例は平成31年4月1日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、15ページをお開きください。

議第139号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年11月30日提出。

提案理由でございます。平成30年度の人事院勧告を踏まえ、下呂市職員の給与に関し必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

恐れ入ります、少し飛びますが35ページをお開きください。

こちらにも条例要綱でございます。

改正理由は、先ほど申し上げたとおりでございますので、省かせていただきます。

2. 概要でございます。(1)下呂市職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係でございます。①医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、医師等に対する初任給調整手当の上限を月額41万4,800円に引き上げます。

②宿日直手当について、1回当たりの支給額を次のように引き上げます。通常の宿日直4,200円から4,400円、医師または歯科医師の宿日直2万円から2万1,000円、規則で定める特殊な業務を主とする宿日直7,200円から7,400円でございます。第23条関係でございます。

③平成30年12月期の勤勉手当支給率を次の表のとおり引き上げます。一般職員、年間プラス0.05月でございます。上の表の区分の12月期を、0.9を0.95、括弧の中で1.10を1.15というふうに変更をさせていただきます。再任用職員につきましても、同じように0.05月を改定するものでございます。括弧の中につきましては、特定管理職員、6級以上でございますので課長級以上の職員ということになります。第23条の7関係でございます。

④各給料表を引き上げます。平均改定率0.2%、初任給については1,500円、1枚めくっていただきまして、若年層についても1,000円程度を引き上げます。その他は400円の引き上げを基本に改定を行います。別表第1関係でございます。

(2)下呂市職員の給与に関する条例の一部改正、第2条関係でございます。平成31年6月期以降の期末手当、勤勉手当の支給率を次の表のとおり改定をします。支給率を平準化するというものでございます。今までは6月期と12月期で率が違っておりましたが、それを来年から同じ率にするというものでございます。率につきましては、先ほど申し上げた率と合計は一緒でございます。下の表は再任用職員でございます。こちらにも同じように率を統一します。第23条の4、第23条の7関係でございます。

(3)この条例の第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行します。

(4)第1条の規定による改定後の給与条例の規定は、平成30年4月1日から適用をします。附則第2項関係でございます。

(5)改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条

例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすこととします。附則第3項関係でございます。

(6)この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。附則第4項関係でございます。

続きまして、37ページをお開きください。

議第140号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年11月30日提出。

提案理由でございます。平成30年度の人事院勧告を踏まえ、下呂市職員の勤勉手当の支給率を改定することに伴い、常勤の特別職職員の期末手当支給率についても職員と同様の改定を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

39ページをお開きください。

条例要綱でございます。

改正理由。平成30年度の人事院勧告を踏まえ、下呂市職員の月額給料及び勤勉手当の支給率を改定します。これまで特別職の期末手当の支給率については、職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の合算支給率を踏まえつつ改定してきたことから、職員の支給率を踏まえた改定を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要でございます。(1)期末手当の支給率を、6月、12月、それぞれ100分の220とします。一般職と同様に支給率を平準化します。第5条第2項関係でございます。

(2)この条例は公布の日から施行し、平成30年6月1日から適用をします。附則第1項関係でございます。

(3)改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすこととします。附則第2項関係でございます。

続きまして、40ページをお開きください。

議第141号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めます。平成30年11月30日提出。

提案理由でございます。平成30年度の人事院勧告を踏まえ、下呂市職員の勤勉手当の支給率を改定することに伴い、議会議員の期末手当支給率についても職員と同様の改定を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

42ページをお開きください。

条例要綱でございます。

1. 改正理由。平成30年度の人事院勧告を踏まえ、下呂市職員の月額給料及び勤勉手当の支給

率を改定します。これまで議会議員の期末手当の支給率については、職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の合算支給率としてきたことから、職員に合わせた期末手当の支給率に改定するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

2. 概要、(1)期末手当の支給率を、6月、12月、それぞれ100分の222.5とします。一般職と同様に支給率を平準化します。第5条第2項関係でございます。

(2)この条例は公布の日から施行し、平成30年6月1日から適用します。附則第1項関係でございます。

(3)改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすこととします。附則第2項関係でございます。

43ページをお開きください。

議第142号 下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年11月30日提出。

提案理由でございます。平成30年度の人事院勧告を踏まえ、下呂市一般職の任期つき職員の給与に関し必要な見直しを行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

45ページをお開きください。

条例要綱でございます。

改正理由につきましては、同様ですので、省かせていただきます。

2. 概要でございます。(1)期末手当の支給率を、6月、12月、それぞれ100分の167.5とします。一般職と同様に支給率を平準化します。第9条第2項関係でございます。

(2)特定任期つき職員の給料表を改定します。別表関係でございます。

(3)この条例は平成31年4月1日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、46ページをお開きください。

議第143号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について。

下呂市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年11月30日提出。

提案理由でございます。下呂市特用林産物生産施設整備基金及び下呂市小川区大淵地区コミュニティ施設整備基金を廃止するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

49ページをお開きください。

条例要綱でございます。

改正理由につきましては、先ほど申し上げましたので、省かせていただきます。

2. 概要でございます。(1)積立基金の下呂市特用林産物生産施設整備基金及び下呂市小川区大淵地区コミュニティ施設整備基金を廃止します。第3条関係でございます。

(2)この条例は公布の日から施行します。附則関係でございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第144号から議第146号までの3議案について提案理由の説明を求めます。
健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

議案書の50ページをお開きください。

議第144号 下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護予防拠点施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年11月30日提出。

提案理由。介護予防拠点施設である名丸ふれあいセンターについて、公の施設見直し方針に基づき、地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用し、住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

条例要綱にて説明させていただきます。52ページをお開きください。

条例要綱でございます。

1. 改正理由は、提案理由と同様でございますので、省略をいたします。

2. 概要、(1)名丸ふれあいセンターを下呂市介護予防拠点施設から除外します。別表第1関係でございます。

(2)この条例は平成31年1月1日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、議案書53ページをお開きください。

議第145号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年11月30日提出。

提案理由。平成30年4月から居宅介護支援事業者の指定権限が県から市へ移譲されました。居宅介護支援事業者の指定の申請を行うことができる者の要件の一部を市の条例で定める必要があるため、当該条例の一部を改正するものです。

条例要綱にて説明させていただきます。56ページをお開きください。

改正理由。提案理由と同様でございますので、省略をいたします。

概要、(1)居宅介護支援事業者としての指定の申請をできる者は、法人とします。第5条関係でございます。

(2)この条例は公布の日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、議案書57ページをお開きください。

議第146号 下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例について。

下呂市子育て・保育ステーション条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年11月30日提出。

提案理由。平成31年度から下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションを設置し、その管理につ

いて指定管理者制度を導入するため、当該条例の一部を改正するものです。

条例要綱にて説明させていただきます。61ページをお開きください。

改正理由は、提案理由と同様でございますので、省略いたします。

2. 概要、(1)下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションを新たに設置します。第2条関係でございます。

(2)管理については、指定管理者制度を導入するため、指定管理者による管理に関し、新たに規定をいたします。第11条から第15条関係でございます。

(3)この条例は平成31年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(4)改正後の規定による指定管理者の指定の手續等の準備行為について、この条例の施行の日より前にできることを定めます。附則第2項関係でございます。

以上でございます。3議案について、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第147号について提案理由の説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（河合 修君）

それでは、62ページをお開き願います。

議第147号 下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年11月30日提出。

提案理由でございます。農林漁業研修施設である下呂市大ヶ洞山村活動支援センターについて、公の施設見直し方針に基づき、地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用し、住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、条例要綱で説明いたします。65ページをお開き願います。

1. 改正理由につきましては、提案理由と同じでございますので、省かせていただきます。

2. 概要、(1)下呂市大ヶ洞山村活動支援センターを下呂市農林漁業研修施設から除外します。別表第1、別表第2関係でございます。

(2)この条例は平成31年1月1日から施行します。附則関係でございます。

以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第148号について提案理由の説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

それでは、議案書66ページをよろしく願います。

議第148号 下呂市簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整

理に関する条例について。

下呂市簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。平成30年11月30日提出。

提案理由でございます。下呂市簡易水道事業について、平成31年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例要綱にて説明をさせていただきますので、84ページをよろしくお願ひいたします。

下呂市簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用することに伴う関係条例の整理に関する条例要綱でございます。

改正理由は、提案理由に同じでございますので、省略させていただきます。

2. 概要でございます。(1)下呂市水道事業の設置等に関する条例の一部改正(第1条)。既に地方公営企業法の規定により全部適用している水道事業の条例と共有するため、所要の改正を行います。①事業の設置については、簡易水道事業を加えます。第1条関係でございます。

②地方公営企業法では、任意適用である簡易水道事業について、同法の規定により条例において全部を適用する旨を規定する必要があるため、これを明示する規定を第1条の2として加えます。第1条の2関係でございます。

③経営の規模について、簡易水道事業にかかわる規定を加えます。第2条関係でございます。

④公営企業の組織について、簡易水道事業を加えます。また、あわせて管理者である市長と地方自治法上の市長と区別をするため、用語の整理を関係条例とともに整理・統一します。

⑤でございます。地方公営企業法の規定により、水道事業とともに1つの特別会計を設ける規定を加えます。第3条の2関係でございます。

⑥地方公営企業法の規定により、条例で規定を義務づける重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等及び業務状況説明書類の提出について、簡易水道事業を加え、あわせて規定について所要の補正をします。第4条から第7条関係でございます。

(2)下呂市行政組織条例の一部を改正します(第2条)。生活部の簡易水道事業については、公営企業組織となるため、当該規定を削ります。第2条関係でございます。

(3)下呂市職員定数条例の一部改正でございます、第3条でございます。市長の事務部局に属する簡易水道事業職員について、公営企業組織に属することとなるため、定数を整理します。第2条関係でございます。

(4)下呂市特別会計条例の一部の改正、第4条でございます。下呂市簡易水道事業特別会計については、その設置根拠が地方公営企業法に変更となるため、削ります。第1条関係でございます。

(5)下呂市簡易水道事業給水条例の一部改正、第5条でございます。簡易水道事業の施設の設置については、下呂市水道事業の設置等に関する条例第2条に規定する経営の規模にかかわる規

定に集約したため、削る等の所要の改正を行います。第1条から第7条関係でございます。

(6)下呂市簡易水道事業分担金徴収条例の一部改正、第6条でございます。管理者である市長と地方自治法上の市長との区別をつけるため、用語の整理を行います。第5条、第6条関係でございます。

(7)下呂市水道事業給水条例の一部を改正するものでございます、第7条です。管理者である市長と地方自治法上の市長と区別をつけるため、用語の整理を行います。第5条から第10条、第12条から第21条、第24条、第25条、第28条、第29条、第32条、第35条から第40条、第45条、第48条関係でございます。

86ページをお願いいたします。

(8)でございます。下呂市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、第8条でございます。この条例の給与の適用範囲について、簡易水道事業に係る職員について、範囲を広げるため、所要の改正を行います。第1条から第4条関係でございます。

(9)この条例は平成31年4月1日から施行します。附則関係でございます。

審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第149号について提案理由の説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（加藤宗広君）

それでは、87ページをお願いいたします。

議第149号 下呂市国民健康保険病院及び診療所の使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

下呂市国民健康保険病院及び診療所の使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成30年11月30日提出。

提案理由でございます。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく医療型短期入所サービスが現在下呂市内にないため、第5期下呂市障がい福祉計画により下呂市立金山病院がサービス事業者としての届け出を行い、サービスを行います。本制度の利用者負担額を定めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、89ページ、条例要綱に沿って説明させていただきます。

改正理由は、今ほど言いました提案理由と同じですが、少し補足説明いたします。医療型短期入所サービスとは、自宅で障がい児・者の介護を行う人が病気などの理由で介護ができない場合に、障がい児・者が病院に短期入所し、入浴、排せつ、食事介助などを行うサービスのことをいいます。

2. 概要、(1)障害者総合支援法に基づく医療型短期入所サービスに要する費用に関する基準により算定した額とします。第2条第6号関係。

(2)この条例は平成31年4月1日から施行いたします。附則関係でございます。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第150号、議第151号の2議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、議案書の90ページをお開きください。

議第150号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、建物、所在地、下呂市馬瀬名丸1631番地3、建物名称、名丸ふれあいセンター、構造、木造平家建て、延べ床面積126.29平方メートル。2. 譲与する相手方、下呂市馬瀬名丸1631番地3、名丸区自治会、認可地縁団体でございます、代表者 二村満夫さん。3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するものでございます。4. 譲与する日、平成31年1月1日。平成30年11月30日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、91ページをお開きください。

議第151号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、下呂市大ヶ洞山村活動支援センターの土地及び建物、詳細は別紙のとおりでございます。2. 譲与する相手方、下呂市萩原町大ヶ洞248番地3、大ヶ洞区自治会、認可地縁団体でございます、代表者 熊崎利光さん。3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するものでございます。4. 譲与する日、平成31年1月1日。平成30年11月30日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

92ページをお開きください。

先ほどの別紙でございます。

譲与する財産、土地でございます、所在地番、下呂市萩原町大ヶ洞字内垣内248番地3、登記地目、宅地、登記地積1,295.6平方メートルでございます。建物、所在地、下呂市萩原町大ヶ洞248番地3、建物名称、下呂市大ヶ洞山村活動支援センター、構造、木造平家建て、延べ床面積252.98平方メートルでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第152号について提案理由の説明を求めます。

馬瀬振興事務所長。

○馬瀬振興事務所長（藤澤友治君）

よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の93ページをお開きください。

議第152号 財産の無償貸付について。

次のとおり財産を無償貸し付けする。

1. 無償貸し付けする財産、老谷ささやき自然公園の土地、建物です。詳細は別紙ですので、議案書の94ページを参照願います。

土地につきまして、所在地番、下呂市馬瀬川上字笹メキ522番2、登録地目、山林、登記地積1,824平方メートル、以下2筆でございます。建物につきまして、所在地、下呂市馬瀬川上523番地、建物名称、老谷ささやき自然公園休憩棟、構造、木造平家建て、棟数1棟、延べ床面積40.58平方メートル、以下22棟でございます。

議案書93ページへお戻りください。

2. 無償貸し付けする相手方、下呂市馬瀬川上274番地、川上区自治会、認可地縁団体でございます、代表者 藤田道徳。3. 無償貸し付けする理由、本施設を下呂市の公の施設見直し方針により廃止したところ、施設所在地の上記団体により本施設を有効活用したいとの申し出があったため、地域振興に寄与することを条件として上記団体に無償貸し付けするものでございます。

4. 無償貸し付けする日、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。平成30年11月30日提出。

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めますのでございます。

以上ですが、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

これより本20件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第133号から議第152号までの20議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

休憩いたします。再開は11時20分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（今井政嘉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議第153号から議第162号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（今井政嘉君）

日程第27、議第153号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第10号）、日程第28、議第154号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、日程第29、議第155号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）、日程第30、議第156号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、日程第31、議第157号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）、日程第32、議第158号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第33、議第159号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）、日程第34、議第160号 平成30年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）、日程第35、議第161号 平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）、日程第36、議第162号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第3号）、以上10件を一括議題といたします。

議第153号から議第162号までの提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま一括上程されました議第153号から議第162号までの補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず一般会計の歳入でございますが、固定資産税の収入実績による増額、公共土木施設災害復旧費負担金及び災害復旧債で債務負担行為設定に伴う減額、林道施設災害復旧費補助金の増額などが主なものでございます。

歳出につきましては、全会計共通で人事院勧告に伴う職員給与費等の増額、ふるさと寄附金増額に伴う関連経費の増額、被災ビニールハウス等の撤去・再建等に対する補助金、小口融資事業の増額のほか、歳入でも申し上げましたが、災害復旧事業の債務負担行為設定に伴う次年度実施分の減額が主なものでございます。

特別会計、企業会計におきましては、人事院勧告等に伴う繰入金・繰出金の調整、簡易水道事業特別会計で災害復旧に伴う施設運転管理業務委託の増額、施設整備費の次年度実施に伴う減額などが主なものであります。

詳細につきましては、各担当部長より説明を申し上げます。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第153号から議第154号の2議案について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

平成30年度下呂市一般会計補正予算（第10号）、これは次に定めるところによります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ4億435万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも267億4,856万8,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」によるものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加・変更は、「第3表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第4条は、地方債の補正で、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるものでございます。平成30年11月30日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。主な内容につきまして御説明申し上げます。

1款市税1,457万1,000円の増額は、固定資産税の収納実績による増でございます。

14款国庫支出金3億2,808万6,000円の減額は、国庫負担金で公共土木施設災害復旧費負担金の債務負担設定による減額3億125万3,000円、国庫補助金では建築物等耐震化促進事業補助金の債務負担設定による減額315万2,000円が主なものでございます。

15款県支出金9,579万4,000円の増額は、県負担金で国民健康保険保険基盤安定負担金、保険税軽減分、保険者支援分の増額728万1,000円、県補助金では森林整備地域活動支援交付金の事業実績見込み額による減額1,194万6,000円、林道施設災害復旧費補助金の増額8,120万5,000円が主なものでございます。

16款財産収入373万8,000円の増額は、市有地と公用車の売り払いの収入でございます。

17款寄附金480万8,000円の増額は、災害復旧への指定寄附金が主なものでございます。

18款繰入金1,594万5,000円の減額は、財政調整基金繰入金の減額5,000万、有線テレビ施設維持基金繰入金、金山地域F T T H化工事負担金の増額3,405万5,000円との差額でございます。

3ページに移りまして、21款市債1億7,870万円の減額は、災害復旧債の分で、土木課関係では災害査定及び債務負担設定による減額、林務課関係では国庫補助率変更による減額が主なものでございます。

4ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費4,189万8,000円の増額は、総務管理費で、ふるさと寄附金増額に伴う報償費等の増額871万7,000円、金山地域F T T H化整備負担金の増額3,405万5,000円が主なものでございます。

3款民生費1,047万2,000円の減額は、社会福祉費で、国民健康保険特別会計繰出金の増額1,540万2,000円、児童福祉費で、子ども・子育て支援事業、地域型保育給付負担金の減額1,384万8,000円、通園バス運行委託、給食配送業務委託の額確定による減額366万4,000円が主なもの

でございます。

4款衛生費1,078万5,000円の減額は、保健衛生費で、小坂診療所分運営費繰入金の減額675万7,000円、精神保健相談支援事業、自殺対策計画委託料の減額386万7,000円が主なものでございます。

6款農林水産業費2,031万9,000円の増額は、農業費で、農地集積・集約化対策事業の増額529万4,000円、災害による被災農家のハウス等の撤去・再建等への補助金の増額2,832万5,000円、林業費で、森林整備地域活動支援交付金事業の実績見込みによる減額1,592万8,000円が主なものでございます。

5ページに移りまして、7款商工費1,838万6,000円の増額は、商工費で、小口融資事業の利用増による増額3,356万6,000円、経営安定資金融資事業実績見込みによる減額3,337万2,000円の差額でございます。観光費で、落雷による美輝の里の中央制御盤修繕費1,636万2,000円が主なものでございます。

8款土木費2,825万8,000円の減額は、道路橋梁費で、県道改良事業等負担金負担事業の事業増に伴う増額808万5,000円、都市計画費では、社会資本整備総合交付金事業の豪雨災害復旧に伴う事業実施の調整による減額3,299万4,000円、住宅費では、住宅・建築物安全ストック形成事業の耐震改修等設計補助金の債務負担設定に伴う減額630万4,000円が主なものでございます。

9款消防費782万6,000円の増額は、人件費の調整が主なものでございます。

10款教育費678万9,000円の増額は、教育総務費で、英会話指導員設置事業の当初予算計上誤りによる増額239万7,000円、小学校費で、小学校施設維持補修費、7月豪雨、台風21号、落雷等による修繕417万7,000円の増額が主なものでございます。

11款災害復旧費4億4,433万1,000円の減額は、農林水産業施設災害復旧費では、農業施設関係補助の増額500万、市単林業施設関係の被災箇所確定に伴う測量設計費の減額2,000万、林業施設関係補助の増額1,112万7,000円が主なものでございます。公共土木施設災害復旧費では、補助災害復旧事業の債務負担行為設定に伴う減額4億5,308万8,000円でございます。

6ページをお開きください。

12款公債費937万7,000円の減額は、市債償還利子の見直し等による減額が主なものでございます。

14款予備費については、今後の不測の事態に備え、332万2,000円を増額補正するものでございます。

7ページに移ります。

第2表 繰越明許費補正でございます。

10款教育費、5項保健体育費で、北部学校給食センター改築事業の繰り越し9億5,816万2,000円、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費で、現年補助災害復旧事業の繰り越し2億8,593万3,000円を追加するものでございます。

8ページを開いていただきまして、第3表 債務負担行為補正でございます。

12項目の追加と1項目の変更でございます。

追加するものとしましては、1番目の下呂交流会館指定管理料と5番目の飛騨川・桜谷公園指定管理料及び7番目のあさぎりスポーツ公園指定管理料は、指定管理者の選定に伴うもので、平成35年度までの限度額はそれぞれ6億6,338万9,000円、3,980万円、8,520万円でございます。

2番目のふるさと納税に係る返礼品は、電子感謝券導入に伴うもので、限度額は寄附額の30%以内の額でございます。

3番目と4番目は保育ステーションバスの運行及び給食配送業務の委託料で、限度額はそれぞれ370万6,000円と358万7,000円でございます。

6番目の中学校指導用教材購入費は、道徳についての指導用教科書を早期に購入する必要があるため、限度額は13万1,000円でございます。

8番から11番は各給食センターの給食配送業務委託料で、限度額はそれぞれ183万円、88万6,000円、186万3,000円、196万2,000円でございます。

12番目の公共土木施設災害復旧工事（8箇所）は、工期が長期にわたるもので、限度額は4億6,370万3,000円でございます。

変更については、建築物等耐震化促進事業費補助金で、大規模建築物1件の耐震改修設計補助が決定したことによる限度額の変更で、192万9,000円が823万3,000円となりました。

9ページに移りまして、第4表 地方債補正の変更でございます。

災害復旧債、林業施設災害復旧事業において、限度額を1億40万円から5,270万円に、公共土木施設災害復旧事業において、限度額を3億8,520万円から2億5,420万円にそれぞれ減額変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については、従前のおりでございます。

11ページ以降は事項別明細書でございますので、少し飛びますが63ページをお開きください。給与費明細書でございます。

こちらは特別職の給与費明細書でございます。

下段の比較欄をごらんください。

その他の特別職の欄の報酬233万1,000円の増は、英会話指導員1人分の計上漏れによります変更でございます。

期末手当34万9,000円は、給与改定に伴うものでございます。

64ページを開いていただきます。

こちらは一般職の給与費明細書でございます。

上の表の比較欄をごらんください。

職員数の1名減は、中途退職者及び他会計への異動と採用者数の差によるものでございます。

給与費の給料の減額821万9,000円は、給与改定や中途採用による増と中途退職や育児休暇開始による減との差額が主なものでございます。

共済費573万7,000円の増額は、掛金負担率の変更に伴うものでございます。

職員手当につきましては、下段にその内訳がございます。増額の理由は、災害復旧等に伴う時

間外及び休日勤務手当の増1,235万2,000円が主なものでございます。減額の理由は、中途退職や育児休業開始、会計間異動に伴う減が主なものでございます。

少し飛びますが、70ページをお開きください。

こちらは、先ほど8ページで御説明しました債務負担行為に関する調書でございます。

その下、71ページは地方債の年度末現在高の見込み調書で、表の一番右下、当該年度末現在高見込み額の合計は234億9,139万8,000円でございます。

以上で平成30年度下呂市一般会計補正予算（第10号）の説明を終わります。

続きまして、73ページをお開きください。

議第154号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）でございます。

平成30年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,420万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億6,788万1,000円とするものです。

款項の区分、金額等は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。平成30年11月30日提出。74ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正で、まず歳入の補正でございます。

6款県支出金、1項県負担金436万4,000円の増額は、普通交付金、一般高額療養費該当分、上半期給付実績によるものが主なものでございます。

2項県補助金443万5,000円の増額は、平成30年度減額措置対策費補助金交付決定によるものでございます。

9款繰入金1,540万2,000円の増額は、一般会計繰入金、保険基盤安定、保険税軽減分と保険者支援分の増額が主なものでございます。

その下、75ページに移りまして、歳出の補正でございます。

2款保険給付費、2項高額療養費544万4,000円の増額は、一般被保険者高額療養費、上半期の給付実績によるものでございます。

8款予備費1,954万8,000円の増額は、財源調整でございます。

77ページから82ページは同補正予算の事項別明細書、83ページ以降は給与費の明細書でございます。

以上で平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第155号、議第156号について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

補正予算書87ページをお開きください。

議第155号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成30年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ519万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億1,374万8,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。平成30年11月30日提出。

それでは、88ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、1款サービス収入、3項予防給付費収入216万8,000円と6款繰入金、1項一般会計繰入金302万2,000円の減額です。内訳は、介護予防支援、ケアプラン作成委託件数の減による減額分でございます。

下段の歳出につきまして、2款サービス事業費、2項施設介護サービス事業費で125万5,000円は、職員手当等の変更、3項居宅予防サービス計画事業費で369万7,000円の減額は、ケアプラン作成業務委託件数の減による減額でございます。

89ページからは事項別明細書、94ページからは給与費明細書でございます。

続きまして、97ページをお開きください。

議第156号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）でございます。

平成30年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ53万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも36億4,041万8,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。平成30年11月30日提出。

次に、98ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、4款国庫支出金101万1,000円の減額、6款県支出金75万8,000円の増額による相殺でございます。これは、居宅介護サービス給付費、施設介護給付費など、見込み額の増減によるものでございます。各事業において負担率が違いますので、国庫負担金は減額、県支出金は増額となります。

99ページの歳出につきまして、2款保険給付費10万4,000円の減額は、1項介護サービス等諸費で1,317万8,000円の増額、2項介護予防サービス等諸費で684万8,000円、8項特定入所者介護サービス等費で632万8,000円の減額による相殺でございます。これは各事業における実績見込み

の見直しによる増減であります。

101ページからは事項別明細書、112ページからは給与費明細書でございます。

以上、両特別会計につきまして御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第157号、議第158号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

それでは、115ページをよろしくお願いいたします。

議第157号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）でございます。

平成30年度下呂市の簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,231万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,749万1,000円とするものがございます。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条でございますが、地方債の補正。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成30年11月30日提出でございます。

116ページをよろしくお願ひします。

第1表 歳入歳出予算補正にて御説明をさせていただきます。

それでは、まず歳入のほうから説明をさせていただきます。

繰入金1,239万8,000円の減額でございます。これは、維持工事の減、施設整備費委託の減が主なものでございます。

続きまして、諸収入、雑入でございますが、891万8,000円の減額。これは、馬瀬地内の県道の工事が翌年度になったもので、市のほうの補償費も繰り越すものでございます。

9款市債2,100万円の減額でございます。これは委託料及び工事費を次年度に見送ったためのものでございます。

続いて、歳出でございます。

1款の総務費でございますが、1,270万円の減額。これは消費税の確定によるものでございます。

2款施設管理費でございます。1,633万9,000円の増額。これは、災害に伴いまして、施設管理その2業務におきまして、施設の補修に充てたものでございます。

3款施設整備費4,595万5,000円の減額でございます。これは委託料と工事費を次年度発注としたもので、大きく減額となっております。

117ページでございます。

地方債の補正でございます。

簡易水道事業債でございます。限度額1億1,630万円を9,530万円にするものでございます。起債の方法、利率、償還につきましては、従前どおりでございます。

それと、続きまして119ページからは、今ほど御説明をさせていただきました歳入歳出補正予算の事項別明細書となっております。

123ページからは給与費明細書、126ページでございますが、これは地方債の見込み額でございます。右下でございますが、35億9,197万1,000円でございます。

続きまして、127ページ、議第158号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

平成30年度下呂市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ914万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億4,054万7,000円とするものでございます。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年11月30日提出。

128ページをよろしく願います。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

繰入金60万円の減額は、入札差金によるものでございます。

8款諸収入864万円の減額。これは、幸田地区の工事に伴うものが翌年度となったため、うちの補償工事も減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1款の総務費でございますが、1,942万4,000円。これは消費税の増額によるものでございます。

続きまして、施設管理費619万2,000円でございますが、これは金山奥田洞地区の処理場の機器の故障ということでございます。

3款施設整備費935万2,000円は、先ほど歳入で申しました幸田地区の工事の関係でございます。

6款予備費でございますが、2,540万6,000円の減額。これは12月補正に伴うものでございます。

129ページからは、ただいま御説明をさせていただきました歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。その後、給与明細書となっておりますので、御審議のほどをよろしく願います。以上でございます。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第159号について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

補正予算書137ページをお開きください。

議第159号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成30年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）は、次に

定めるところによる。

第1条は、歳入歳出の予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ783万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも3億1,256万6,000円とするものでございます。

款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。平成30年11月30日提出。

それでは、138ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容は、7款繰入金783万7,000円。診療所運営分で、一般会計繰入金を675万7,000円と他会計繰入金で108万円を減額するものでございます。

続きまして、同ページ下表、歳出でございます。

1款総務費567万2,000円の減額の主な内容は、職員の減による給与費でございます。

3款施設整備費136万5,000円の減額は、入札差金による減額でございます。

139ページからは事項別明細書、144ページからは給与費明細書でございます。

以上で平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第160号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

それでは、147ページをよろしくお願いいたします。

議第160号 平成30年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、平成30年度下呂市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第2款水道事業費用537万5,000円を増額いたしまして、2億9,693万円とするものでございます。第1項営業費用につきましても、537万5,000円を増額し、2億6,998万9,000円とするものでございます。この主な内容といたしましては、浄水場の施設管理業務その2の増額、給水施設の漏水修繕等が主なものでございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費でございますが、2,842万2,000円とするものでございます。平成30年11月30日提出。

148ページ以降は、実施計画、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、実施計画明細書でございます。

以上で議第160号 平成30年度下呂市水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第161号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

補正予算書157ページをお願いいたします。

議第161号 平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款の下呂温泉合掌村事業費用のうち、第1項の営業費用について、25万2,000円を増額補正し、補正後の額を2億4,641万3,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的支出額に対して不足する額1,684万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,560万円及び消費税資本的収支調整額124万8,000円」を「資本的支出額に対して不足する額1,718万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,591万6,000円及び消費税資本的収支調整額127万3,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款の資本的支出のうち、第1項の建設改良費について、34万1,000円を増額補正し、補正後の額を1,718万9,000円とするものでございます。

次ページをお願いいたします。

第4条、予算第6条に定めた職員給与費を計上しております。平成30年11月30日提出。

次ページから165ページまでは、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表でございますので、お目通しください。

次に、166ページをお願いいたします。

予算実施計画明細書で補正額の説明をさせていただきます。

収益的支出の第1款下呂温泉合掌村事業費用、第1項営業費用のうち、1目一般管理費において、給与改定並びに職員手当の確定によりまして25万2,000円を増額補正でございます。

次に、167ページでございます。

資本的支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費のうち、2目営業設備費において、事務所の金庫の施錠にふぐあいが生じまして、新たに金庫の購入費としまして備品購入費34万1,000円を増額補正でございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第162号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（加藤宗広君）

それでは、169ページをお願いいたします。

議第162号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

第1条、平成30年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度下呂市立金山病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出につきまして、第1款病院事業費用、第1項医業費用を409万3,000円増額し、14億8,788万8,000円にするものでございます。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおりに改めるものでございます。

(1)職員給与費を398万3,000円増額し、8億4,860万9,000円にするものでございます。平成30年11月30日提出。

170ページをお願いいたします。

平成30年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画でございませぬ。

収益的収入及び支出の支出につきまして、1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費を409万3,000円増額し、8億9,785万円にするものでございます。増額理由は、給与改定に伴うものが主な理由でございませぬ。

171ページ以降は、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、貸借対照表でございませぬ。

以上、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

これより本10件に対する質疑を行います。

質疑はありませぬか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めませぬ。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第153号から議第162号までの10議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり予算特別委員会に付託したいと思ひます。これに御異議ありませぬか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めませぬ。よって、議第153号から議第162号までの10議案について、予算特別委員会に付託することに決定しました。

追加日程がございませぬので、ただいまより配付いたします。

[追加日程配付]

お諮りいたします。お手元に配付しました追加日程第1、議第163号 下呂市巖立峡ひめしゃがの湯条例を廃止する条例について、追加日程第2、議第164号 財産の譲与についてを日程に追加し、議題といたします。これに御異議ありませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第1、追加日程第2を日程に追加し、議題といたします。

◎議第163号及び議第164号について（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（今井政嘉君）

まず初めに、議第163号及び議第164号の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま上程されました議第163号、議第164号につきまして、この2議案につきましては、去る11月26日に開催をいたしましたひめしゃがの湯施設運営者公募事業プロポーザル審査会で新たな施設運営者候補者が決まりましたので、追加議案として上程をさせていただきます。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（今井政嘉君）

続いて、議第163号について詳細説明を求めます。

小坂振興事務所長。

○小坂振興事務所長（林 利春君）

別冊の議案目録をお願いします。

1 ページです。

議第163号 下呂市巖立峡ひめしゃがの湯条例を廃止する条例について。

下呂市巖立峡ひめしゃがの湯条例を廃止する条例を別紙のとおり定めるものです。平成30年11月30日提出。

提案理由でございます。下呂市巖立峡ひめしゃがの湯について、公の施設の見直し方針に基づき譲渡・民営化するため、当該条例を廃止するものです。

条例要綱について説明をいたします。3 ページ目をごらんください。

下呂市巖立峡ひめしゃがの湯条例を廃止する条例要綱。

1. 廃止の理由。これにつきましては、提案理由と同じでございますので、省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)下呂市巖立峡ひめしゃがの湯条例を廃止します。本則関係でございます。

(2)この条例は平成31年4月1日から施行します。附則関係です。

説明は以上でございます。御審議のほどをよろしくお願いたします。

○議長（今井政嘉君）

次に、議第164号について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

ただいまの議案書の4ページをお開きください。

議第164号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、下呂市巖立峡ひめしゃがの湯、詳細は別紙で御説明します。2. 譲与する相手方、株式会社ひめしゃがの湯、岐阜県下呂市小坂町落合1656番地、代表取締役 熊崎孔平さん。3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、当該施設の施設運営者公募事業により上記相手方を譲与契約候補者と決定したため、所要の修繕工事を行い、平成31年度中に譲与するものでございます。平成30年11月30日提出。

提案理由。地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1枚めくっていただきまして、別紙でございます。

施設の所在地は、下呂市小坂町落合1656番地でございます。建物の名称、公衆浴場、レストラン、研修センター、温室、休憩所、物置でございます。構造につきましては、鉄筋コンクリート、木造ステンレス鋼板ぶき地下1階つき2階建て、以下はごらんのとおりでございます。延べ床面積でございますが、1,221.88平方メートル、全ての施設の合計は1,295.48平方メートルでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（今井政嘉君）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第163号、議第164号については、お手元に配付してあります付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（今井政嘉君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は12月12日午前10時より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

午後0時08分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年11月30日

議 長 今 井 政 嘉

署名議員 7番 宮 川 茂 治

署名議員 8番 中 島 博 隆